

「兵庫テロワール旅」体験 PR 動画制作及びプロモーション業務仕様書

1 業務目的

兵庫デスティネーションキャンペーン推進協議会（以下、「委託者」という。）は、2023年7月～9月の3ヶ月間、「兵庫テロワール旅」（※1）をテーマに JR グループと連携した「兵庫デスティネーションキャンペーン（以下、「兵庫 DC」という。）」を展開する。それに先駆けて、2022年7月～9月には、兵庫デスティネーションキャンペーンプレキャンペーン（以下、「兵庫プレ DC」という。）」を実施し、「兵庫テロワール旅」の普及と兵庫県への観光誘客の促進を図ることとしている。

委託者は現在、「兵庫テロワール旅」がもたらす価値を本質的に伝え長期的なファンの獲得に繋げるため、テーマに沿った体験コンテンツの造成を行っている。

そこで、造成した体験コンテンツの魅力をより多くの人へ伝えるため、『「兵庫テロワール旅」体験 PR 動画制作及びプロモーション業務』（以下、「業務」という。）を展開することとし、業務を委託する者を選定するため、以下のとおり企画提案を公募する。

※1 単に観光地をめぐる物見遊山型の旅行とは異なり、各地域の特色ある「食」や「文化」に触れるとともに、それら文化が何故その地に根付き、引き継がれてきたのかという自然的／文化的背景についても知ることが出来るような、旅行者の知的好奇心を満たし満足度を向上させる仕組みを持った旅

参考：兵庫テロワール旅WEBサイト（以下、「テロワールサイト」という。）

<https://www.hyogo-tourism.jp/terroir/>

2 業務の名称

「兵庫テロワール旅」体験 PR 動画制作及びプロモーション業務（以下、「業務」という。）

3 実施主体

兵庫デスティネーションキャンペーン推進協議会

4 委託費、契約期間

- (1) 委託費 3,500,000 円以内（消費税及び地方消費税を含む。）
- (2) 契約期間 契約日 ～ 令和4年9月30日
- (3) 全体スケジュール

期 日	内 容
3月30日	募集開始
4月7日	参加申込締切
4月8日	質問〆切
4月15日	提案書提出締切
4月中下旬	提案審査（書面審査）
4月下旬～	審査結果通知、契約締結、事業開始
4月下旬～8月下旬	撮影・編集
8月下旬	完成動画納品

9月上旬～	プロモーション
9月末	事業実績報告

5 業務内容

(1) 体験PR動画の制作・納品

本業務の目的を達するため、体験コンテンツの魅力を最も効果的な撮影技法を用いて表現した動画を、以下のとおり制作し納品すること。

【短尺版動画】

- ア 動画1本につき1体験コンテンツを撮影対象とし、11本以上制作すること
- イ 撮影対象とする体験コンテンツは、兵庫県内10地域（※2）のバランスに配慮し、1地域あたり1本以上制作すること
- ウ 兵庫プレDC及び兵庫DC期でのプロモーションを想定しているため、映像の季節感や体験可能シーズンを考慮し、委託者と協議の上、決定すること
- エ 動画の長さは、1本あたり1分程度とし、尺に合わせて最大限のPR効果を得られる構成を組むこと

【長尺版動画】

- ア 短尺版動画の撮影素材等を用いて、3分～5分程度の動画を1本以上制作すること
- イ 兵庫県内10地域（※2）の体験コンテンツを盛り込み、尺に合わせて最大限のPR効果を得られる構成を組むこと

【共通事項】

- ア 動画はスローモーション映像を除き、4K解像度以上で撮影すること
- イ より多くの視聴者に結び付けるため、没入感のある動画構成、特に最初の10秒に視聴者を引き付ける工夫を凝らし制作を行うこと
- ウ 訴求効果が見込まれる場合は、字幕や人物起用及びナレーションの有無についても提案を行うこと

※2 兵庫県内10地域は、①神戸地域、②阪神南地域、③阪神北地域、④東播磨地域、⑤北播磨地域、⑥中播磨地域、⑦西播磨地域、⑧但馬地域、⑨丹波地域、⑩淡路地域を指す。

参考 URL : <https://web.pref.hyogo.lg.jp/area/index.html>

(2) YouTube等を活用したプロモーション

- ア 上記(1)で制作した動画を委託者のYouTubeアカウントにて配信すること
- イ YouTubeアカウントで公開するにあたり必要なタイトル、サムネイル画像、概要説明及びタイムライン等を設定すること
- ウ 配信動画をより多くの視聴者へ届けるため、動画視聴回数の目標を設定の上、YouTube広告を実施すること。ただし、動画広告費および広告管理費にかかる費用は、全体予算の10%程度とし、効率的かつ効果的な手法により計画性を持って広

告配信を行うこと

エ その他、話題性・拡散性に繋がるプロモーション手法を提案・実施すること

【動画制作・納品における留意事項】

- ① 撮影場所、時間等を工夫することとし、これらを使用する際に必要となる調整及び撮影許認可等の各種手続きを受託者にて行うこと。
- ② 映像制作にあたっては、季節や天候等の都合により撮影が難しい場合等を除き、新規撮影を原則とする。適当な映像が撮影できなかつた場合等には、受託者が所有している映像や借用映像を使用することも可とするが、手続き等は受託者にて行うこと。
- ③ 動画コンテンツに込められた情報の表現力を向上させるため、効果的な音楽や効果音の挿入を行うこと。
- ④ BGM等の音楽素材の使用に関しては、基本的にオリジナルかフリー音源を使用し、著作権の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合の手続きは受託者にて行うこと。
- ⑤ 出演者を起用する場合は、肖像権等の問題が発生しないものとし、権利処理や、出演料の支払い等の手続きは受託者にて行うこと。
- ⑥ それぞれの動画について、動作確認を2回以上行うものとする。
- ⑦ 動画作成においては、基本的に受託者の設備及び機器を使用すること。なお、屋外での撮影が想定されるため、音声については質の高い音声を記録できるようにすること。
- ⑧ 映像企画・制作におけるディレクションは、観光分野において映像制作実績があり、本県についての知見があるディレクターが担当すること。
(別途提出する「担当ディレクターの類似動画制作業務実績」にて実績を記載し、評価の一部とする。)
- ⑨ 撮影にあたっては、実績のあるカメラマンにて行うこと。
(別途提出する「企画提案書」にて実績を記載し、評価の一部とする。)
- ⑩ 業務の実施に必要なソフトウェア等についても、受託者が調達し、管理・運用を行うこと。
- ⑪ 業務実施にあたり、受託者はデータの漏洩、データの滅失、事故等の予防に十分留意し、業務の信頼性及び安全性の確保に努めること。
- ⑫ 業務実施による成果物は、全て委託者の権利に属するものとする。
- ⑬ 納品は、以下の2形態にて最適な解像度でおこなうこと。
 - ア DVD・Blu-ray disc 納品各2セット
 - イ 動画データの納品1セット
- ⑭ ⑬アの納品は、プレイヤーによる再生可能な形式にて、メニュー画面を用意し、チャプター等で再生時に選択可能な機能を有したものとする。
- ⑮ 動画の縦横比は16：9とすること。
- ⑯ 納品物にはそれぞれタイトル等を印字すること。

- ⑰ 本紙に記載のない事項であっても、業務の性質上当然実施しなければならないもの及び業務の遂行に必要な事項はすべて実施するものとし、これを従事者に周知徹底の上、業務遂行に当たること。
- ⑱ トラブル発生時には、迅速な対応により回復を図ること。
- ⑲ 業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守し、遺漏のないようにすること。

6 業務実施上の注意事項

(1) 契約の締結

- ① 本プロポーザルは受託者の選定を行うものであり、事業内容は委託者と受託者において協議し、契約締結時の仕様書に反映する。
- ② 本業務の目的達成のため、委託者の指示により仕様書の内容の追加、変更を行う場合がある。

(2) 業務の進捗管理

本業務の進め方について、受託者は、委託者と密に協議、連絡調整を行い、適切なスケジュール管理を行うこと。

(3) 業務の履行に関する措置

本業務に履行については、委託者の指示に従うこと。

(4) 成果品の利用（二次利用）

本業務の成果品の所有権、著作権、利用権は、委託者に帰属するものとし、委託者は本業務の成果品を期間の制限なく無償で、自ら使用するために必要な範囲内において、あらゆる媒体、手段・方法により公開・放送等に随時利用するとともに、編集・改変を行うことができるものとする。

(5) 業務完了後の瑕疵

業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

(6) 納品データの安全管理

撮影データ並びに編集データについては、情報漏洩や滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な映像情報の管理、運営措置を講じなければならない。

また、電子媒体によるデータ納品については、ウイルス対策ソフトにより検査した上で納品すること。納品物が納品時点でウイルス感染していることにより、委託者又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復及びその他賠償等について対応すること。

(7) 機密の保持

受託者は本業務を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

(8) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない。

(9) 著作権等の取扱い

この契約により作成される成果物の著作権等の取り扱いを、以下のとおり定める。

ア 本業務において制作された成果品の著作権（著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利）は、契約期間に関わらず、委託者に帰属する。

イ 委託者は、著作権法第20条（同一性保持権）第2号第3号又は第4号に該当しない場合においても、本業務目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変し、また任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。

ウ 委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条を行使することができないものとする。

(10) 第三者の権利侵害の禁止

本業務の履行に関し、第三者の肖像権、所有権、著作権を侵さないこと。また、第三者との間に著作権等に係る権利侵害の紛失等が生じた場合は、責任及び負担において対応し、委託者は責任を負わないものとする。

(11) 再委託

受託者は、委託者が認めた場合に限り、業務の一部を再委託することができる。

(12) その他

- ① 受託者は、業務の実施に関して、この仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこと。
- ② 受託者は、委託業務の終了後、実績報告書を作成し、委託者に提出すること。